

京都市印鑑条例等の一部を改正する条例（平成24年6月7日京都市条例第4号）

（文化市民局地域自治推進室）

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人登録制度が廃止され、本市の区域内に住所を有する一定の外国人が本市の住民基本台帳に記録されることとなるため、次の関係条例の規定を整備することとしました。

- 1 京都市印鑑条例
- 2 京都市証明等手数料条例
- 3 京都市特定非営利活動促進法施行条例

この条例は、平成24年7月9日から施行することとしました。

京都市印鑑条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第4号

(京都市印鑑条例の一部改正)

第1条 京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は外国人登録法により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第4条第1項中「(外国人については、居住地)」を削り、「区長()の右に「第6条の2及び第7条第2項を除き、」を加える。

第6条の2各号列記以外の部分中「又は居住地」を削り、同条第1号中「又は外国人登録法第8条第1項の規定による申請」及び「又は居住地」を削る。

第7条第2項中「又は居住地」を削る。

(京都市証明等手数料条例の一部改正)

第2条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第3を削る。

別表第4中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同表区分の欄中「第12条の3第1項」の右に「(法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この表において同じ。)」を、「第12条の4第1項」の右に「(法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同表を別表第3とする。

別表第5中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表第5とする。

別表第7中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第6とする。

(京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第3条 京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(住民基本台帳に記録されないこととなる者に係る印鑑の登録の抹消)

2 区長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の京都市印鑑条例第6条の規定に基づき印鑑の登録を受けている者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（以下「廃止前の外国人登録法」という。）により外国人登録原票に登録されている者に限る。）のうち、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるもの以外のものに係る印鑑の登録については、施行日においてこれを抹消するものとする。

(京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の京都市特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項（改正後の条例第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、この条例の施行の際現に交付されている廃止前の外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書は、改正後の条例第3条第2項第1号に掲げる書面とみなす。

(文化市民局地域自治推進室)